

電子入札心得

(趣 旨)

第 1 福井市電子入札システム（以下「システム」という。）により実施する入札において、福井市が発注する競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、福井市財務会計規則、福井市工事執行規則（建設工事に限る。）及びその他法令に定めるもののほか、福井市財務会計規則第 100 条第 10 号にいう入札の条件としてこの心得を遵守しなければならない。

(入札参加資格)

第 2 入札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 のいずれかに該当する場合は競争入札に参加する資格がないものとする。

(入札保証金)

第 3 入札者は、その見積もる入札金額の 100 分の 5 以上の額に相当する入札保証金を納めなければならない。ただし、福井市財務会計規則第 93 条のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を免除する。

(公正な入札の確保)

第 4 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札執行（開札）前に談合情報があり、当該情報どおりの開札となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、落札者決定を保留する場合がある。

3 落札者決定後に談合情報があった場合、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結を保留する場合がある。

(入 札)

第 5 入札書（当該入札書に記載すべき事項を記載した電磁的記録）は、所定の手続きにより指定された時刻までに市の使用に係る電子計算機のファイルに記録されていなければならない。

2 入札者はシステムに登録された適正な認証コードを用いて、入札手続きを行わなければならない。

(入札の中止等)

第 6 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

2 入札において、事故（天災・地変その他やむをえない事由）が生じたときは、入札を延期又は中止する場合がある。

3 入札の中止等により損害が生じた場合、市は一切の賠償の責を負わない。

(入札の辞退)

第 7 入札参加資格の確認を受けた者は、入札書を送信するまでは、入札辞退届を送信することにより、いつでも入札を辞退することができる。

なお、入札書受付締切りまでに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書受付締切り日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとみなす。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札者が 1 以上あるときは、入札の執行を行う。

(入札書の書換え等の禁止)

第 8 入札者は、入札書が市の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後は、開札の前後を問わず入札書の書換え、又は撤回をすることはできない。

(開札)

第9 入札者のうち、入札執行者が指定した者は開札の立会いをしなければならない。

(入札の無効)

第10 福井市財務会計規則第100条に規定する無効入札を行った者は、無効とする。

(落札者)

第11 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内での最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、福井市財務会計規則第97条の規定に基づく最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 総合評価落札方式により落札者を決定する場合は、「福井市建設工事総合評価方式競争入札試行要綱」の規定によることとする。

(くじによる落札者の決定)

第12 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、地方自治法施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金)

第13 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を、契約締結時に納付しなければならない。ただし、福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）112条の2の規定に基づく担保の提供があった場合又は第113条の規定に該当する場合は、納付を要しない。

(契約の締結)

第14 落札日の翌日から起算して5日以内（福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）に定める市の休日を除く）に契約書及び別に指示する書類を作成し、市長又は契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したときに契約が確定する。

2 契約を締結するまでに、落札者が福井市から入札参加の資格制限又は指名停止等の措置を受けた場合は契約を締結しないことがある。

3 前項の規定により契約を締結しない場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(仮契約)

第15 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福井市条例第12号）第3条の規定により、福井市議会の議決を必要とする契約については落札後、仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約が成立する。

2 仮契約締結後、議会の議決までの間に仮締結した者が福井市から入札参加の資格制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。

3 前項の規定により仮契約を解除した場合及び議会の議決が得られず契約を締結しない場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(配置予定技術者)

第16 建設業法（昭和24年法律第100号）において規定されている工事現場の配置予定技術者について専任制等の確認をする必要がある場合は契約前に実施する。

2 確認の結果、適正に技術者を配置することができないことが判明した場合は、契約を締結しないことがある。

3 前項の規定により契約を締結しない場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(総合評価落札方式競争入札)

第17 地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、総合評価落札方式による競争入札を行うときは、「福井市建設工事総合評価方式競争入札試行要綱」に基づくものとする。